

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定）
（抜粋）

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 暮らし 方の変化 に対応し た統計の 整備	国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。	厚生労働 省	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。